

○財務省告示第二百五十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年八月三十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（二十年）（第四百四十三回及び第四百四十六回）、利付国庫債券（三十年）（第十三回、第十八回、第二十二回、第五十回、第五十一回及び第五十二回）及び利付国庫債券（四十年）（第五回、第七回、第八回及び第九回）
二	発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法 利回り格差（第十七号）に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額 額面金額で三千九百八十二億円

七	八	九	十	十	十一
払	最	振	発	発	発
込	低	替	行	行	行
金	額	単	価	価	価
額	面	位	格	格	格
	金		日	日	日

三内  
 千七  
 百七  
 十  
 四  
 億  
 八  
 千  
 二  
 百  
 六  
 十  
 万  
 四  
 千  
 七  
 百  
 七  
 十  
 万  
 円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものと  
 する。平成十九年八月三十一日  
 平成十九年八月三十一日  
 発行対象国債ごと、額面金額  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二	十三
利	の
率	経
	過
	利
	子
	率

(別表のとおり) 募入決定の通知を受けた者は、  
 払込金額に追加額を払込期日に払  
 い込むものとす。払込期日に  
 各発行対象国債の額面金額の  
 各発行対象国債の額面金額の  
 100×各発行対象国債の額面金額の  
 100×各発行対象国債の額面金額の  
 支規数に於ける発行期日が、  
 日

十四
利
子

第十号に規定する発行日後の各  
 発行対象国債の支払期  
 と、対各支払期において、  
 算式により算出された金額を、  
 当日に当たり、  
 日

（第三十回） （利付） （十年） （庫債） （券）	（第二十回） （利付） （十年） （庫債） （券）	（第二十回） （利付） （十年） （庫債） （券）	名称及び記号
二・〇%	一・七%	一・六%	利率（年）
平成十四年十月二十五日	平成十九年四月二十五日	平成二十三年三月二十五日	償還期限
二十億円	三億円	一億円	発行額 （額面金額）

（別表）

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	入札参加	払場所	元利金支	償還額	償還期
平成二十九年八月三十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	訂正された場 合には、訂正後の 日当該単利 （日本銀行）	均値の単利 （平均）	業協会の発表 した公社債店 頭売
					九八年八月二十九日付で日本証券
					銘柄毎の基準利回りは、平成二十
					額面金額百円につき百円
					（別表のとおり）
					各券の額面金額×各券
					の利率／100×1／2
					（同じ）。）
					日に支払う（償還期限について

（（利 第四付 九十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 八十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 七十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十国 十年庫 二））債 券 回 ）	（（利 第三付 五十国 十年庫 一））債 券 回 ）	（（利 第三付 五十国 十年庫 ））債 券 回 ）	（（利 第三付 二十年 庫二））債 券 回 ）	（（利 第三付 十年庫 ））債 券 回 ）
○ ・ 四 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %	○ ・ 五 %	○ ・ 三 %	○ ・ 八 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %
日年平 三成 月六 二十八	日年平 三成 月六 二十七	日年平 三成 月六 二十六	日年平 三成 月六 二十四	日年平 九成 月五 二十八	日年平 六成 月五 二十八	日年平 三成 月五 二十八	日年平 三成 月四 二十八	日年平 三成 月四 二十七
億三 円百 三十一	円四 百二十 億	六十九 億円	十億 円	十二 千三 億百 九	億四 円百 七十七	円百 七十四 億	五十五 億円	三十一 億円